



05 法務省(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
050070	売春行為の条件付き合法化特区	売春防止法第1条～3条、5条～16条	売春防止法第1条～3条、5条～16条	売春防止法により、国内で禁止されている売春行為について、一定の要件を満たした場合には特区内部の営業を認める。具体的には認可された自治体内の特定地域の建物内における、指定設備を有する室内で売春行為の営業を許可する。	(1)提案理由 ・出会い系サイトなど形を変えた売春行為が公然と行われるようになり、何らかの規制をしない限り性被害が拡大する一方である。 ・性に関する情報だけが氾濫し合法的サービスを提供する場が少ないため、性の低年齢化や性的被害の拡大による性感染症の蔓延、性犯罪などの原因となっている。 ・売春防止法により売春行為そのものが違法とされているため、従事する女性や利用者が働き引きや暴行などの被害にあっても警察に訴える事ができず、売春防止法による規制がかえって危険な状況をつくっている。 ・ソープランドなどで、売春行為が行われていても、「本人同士の合意」があれば取り締まる事ができないため、売春防止法による規制が等無業化・実質的に野放し状態になっている。 ・違法で保護された国民が幸福を追求する権利、具体的には独身者や身体障害者が性行為をする権利を阻害している。 ・周辺環境にできるだけ影響を与えない方法での売春行為の合法化は、性犯罪の減少が期待できず十分な少ない社会が実現できる。 (2)代替措置 ・特区内部での「売春行為における業務の適正化に関する規則」を定める。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請	特区法は対象法が現代社会に対して有益かを再検証する作業である。従って現行法と提案事項が相対するの法理をその法律本文に求めることは不適切である。近年における諸外国での合法化事例によっても、女性の基本的な人権等の問題は生じていない。仮に不適当として現行法を維持した場合も、国内での外国人女子の不法就労者減少のため努力義務を怠る事になるので、利益に反している。「性犯罪の原因及び減少については根拠に欠ける」という回答については、苦害のための主観的考察である。また他の項目については何の説明もされていない。従って不適当とする回答は合理性に欠けており再検討を要望するものである。	C	I	要望事項については、前回回答のとおり、女性の基本的な人権の尊重や社会の善良な風俗の維持という観点から慎重な検討が不可欠であるところ、特定地域内において売春行為を合法化すべき必要性も相当性も認められず、要望事項を認めるのは不適当と言わざるを得ない。		1001010	個人	青森県	警察庁 法務省
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び当該業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めること。	商業・法人登記は許認可申請の前段とされる場合が多く、定款作成と登記簿の許認可申請は行政書士が行う一方、間に控された商業・法人登記だけが司法書士が行うという現象は、正に業務問題によって国民の利便を阻害し負担を加重する弊害となっている。規制改革会議の中間とりまとめ(平成20年7月2日)は「資格者業務が細分化される中で、業種に跨り、商業・法人登記は、利用である国民の利便性の向上に資する機会にもなる」と指摘するとおり、国民(会社)の権利義務を保全しつつ上記障壁を解消するために現行制度をどう改善するかが議論のスタートである。そこで規制改革 望本年6月分「5075002」において主張したとおり、試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設しうらで行政書士業務に付随する商業・法人登記のうち比較的簡単な登記に限定した、行政書士への同業務の部分開放を提案する。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請	「国民(会社)の権利義務の保全の観点」から行政書士業務に付随する商業・法人登記のうち比較的簡単な登記に限定したうえで、その能力担保制度として試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設を要請している。規制改革要望 平成20年6月「5075002」への回答で貴省は、能力担保制度を司法書士試験だけに限定し、「同一人が司法書士と行政書士を兼業することは、もとより禁止されていない」と主張している。しかし士業同士の垣根を低くすることにより国民の利便を阻害し負担を加重する弊害をとり除こうとするのがそもそも規制改革の意義ではなかったのか。改めて前向きな検討をお願いするものである。	C	I	司法書士試験は、司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判断するために実施しており、司法書士試験に合格した行政書士が、司法書士業務への登録等の手続を経た上で、司法書士を兼業することに支障はない。必要な知識及び能力を有すると認められない者に商業・法人登記手続の代理を認めることは、申請を代理する者の質の低下を招き、間違いない登記が迅速かつ正確に完了することを期待して代理を依頼する国民の利便を阻害することになり、かえって規制改革の趣旨に反すると考える。		1022010	個人	京都府	法務省
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び当該業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士の業務である定款作成、助成申請手続作成業務に伴う場合に、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書(他務)の法律に別段の定めがある場合は、この限りではないに応ずるが、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は許認可業務に必要な、法人のあり方内容を一番理解出来る立場にあり、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたります。行政書士は、その許認可に合う要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を要するよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は規制行政に起因する省益優先の既得権益に汲み及すべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。		1036010	個人	広島県	法務省
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び当該業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書(他務)の法律に別段の定めがある場合は、この限りではないに応ずるが、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また当該業務を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたります。行政書士は、その許認可に合う要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を要するよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は規制行政に起因する省益優先の既得権益に汲み及すべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。		1037010	個人	広島県	法務省
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び当該業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書(他務)の法律に別段の定めがある場合は、この限りではないに応ずるが、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また当該業務を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたります。行政書士は、その許認可に合う要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を要するよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は規制行政に起因する省益優先の既得権益に汲み及すべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。		1044010	個人	広島県	法務省

05 法務省(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁			
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合において、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。に反した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に含み要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委任するよりも、国民の利益となり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意思があるならば前向きに検討していただきたい。責者は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に遠くすべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有しているとは評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。			C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答		1045010	個人		広島県	法務省		
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合において、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。に反した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に含み要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委任するよりも、国民の利益となり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意思があるならば前向きに検討していただきたい。責者は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に遠くすべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有しているとは評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。			C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答		1047010	個人		広島県	法務省		
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合において、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。に反した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に含み要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委任するよりも、国民の利益となり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意思があるならば前向きに検討していただきたい。責者は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に遠くすべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有しているとは評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。			C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答		1075010	個人		広島県	法務省		
050090	商業・法人登記業務の行政書士への開放(オンライン申請に限定したもので結構)	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	1. 現在、公認会計士に認められている商業登記の代理権を、行政書士にも認めて頂きたい。 2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省通告を出して頂きたい。 3. 試験的に特区にて実施することも検討して頂きたい。 4. 政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。	日本は長期にわたる景気低迷を経て、「起業しやすい社会」を目指して大きな制度改革を行ってきました。会社法の制定はその代表で、最低資本金の撤廃などは起業したいと思う市民にとってチャンスが大きいものだと思います。しかし、その反面、会社の登記を依頼することができる専門家は司法書士とされており、起業家の方々の多様なニーズに対応することができません。行政書士は、営業許可の取得手続の支援を行っているため、会社の登記まで行えるようになれば、起業家の時間・費用を節約することができます。たとえば定款は、「会社の憲法」とも言われるように、会社の基幹事項を決定する重要な書類です。行政書士は、会社の定款を作成する専門家であり、日本公証人連合会から業務として定款の代行作成をすることが可能な旨の公式見解が出されている唯一の資格でもあります。これに対して、登記申請自体は、定款等で決定した事項を、単純に登記情報に反映させるだけの定型な申請であるといえます。もし国民に不利益が生じとお考えの場合は、本当に具体的な問題が生じるかどうかについて、特区で検証することも可能だと思います。また、商業登記法についての知識が行政書士に担保されていないとするのであれば、行政書士に研修を課すということも可能だと思われれます。なお、政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。司法書士でも、オンライン申請に習熟できていない事務所が多数あることから、司法書士以外にも国民の受け皿の拡充を図る必要性が高いと思われれます。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有しているとは評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。なお、書面申請と電子申請とは、その申請手続の方法が異なるのみであり、申請の代理業務を行うのに高度な知識及び専門的能力が必要であることには変わりなく、電子申請に限定して代理業務を認めることは適切でない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		登記に関する能力担保について、ご回答に疑問がございます。私は、先の要望にて、行政書士に登記法の研修を課することを提案させて頂きました。これに対して法務省の回答は、司法書士の試験科目を理由として要望を拒否するものでした。しかし、一方で、公認会計士・弁護士・裁判所OJ等は、司法書士試験に合格せずとも、その資格または無試験で司法書士登録ができることにより、商業登記を代理して行えます。そこで、法務省に2点ご質問があります。1. なぜ、これらの方々には商業登記の代理が行えて、行政書士には不可とされるのでしょうか。2. 法務省の考える「専門的な法律知識」とは何か、ご教示ください。		C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答		1063010	個人		滋賀県	法務省